

成田市残さず食べよう！^{さんまる}^{いちまる}30・10運動の推進に関する条例

本市は、歴史と伝統に育まれた門前町と世界に通ずる成田国際空港を擁し、国内外から多くの人々が来訪する観光都市及び国際空港都市として、多くの人々が市内の飲食店等において、成田の伝統的な食文化に親しみ、食事を共にすることにより、交流する機会に恵まれている。

一方で、私たちの生活においては、まだ食べることができる大量の食品が消費の段階で日常的に廃棄されており、持続可能な社会の形成を図るという観点からは、廃棄されるこのような食品の削減を推進することが求められている。

こうした認識の下、多くの人々が集まる会食等において、提供された食事を食べきることがないまま廃棄されることがないよう、おいしい食べきりを呼び掛ける「残さず食べよう！^{さんまる}^{いちまる}30・10運動」の推進を通じて、自然の恵みに感謝するとともに、食べきりの意識の醸成とその定着を図ることにより、食事に対する行動の変化を促進し、もって廃棄される食品の発生の抑制に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民等がそれぞれの責務又は役割に応じた連携の下、残さず食べよう！^{さんまる}^{いちまる}30・10運動の推進を通じて、食べきりの意識の醸成とその定着を図ることにより、食事に対する行動の変化を促進し、もって廃棄される食品の発生の抑制に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 残さず食べよう！^{さんまる}^{いちまる}30・10運動 多数の者が集まる会食等において、会食等の開始後30分間にあっては自席で料理を味わう時間を、会食等の終了前10分間にあっては自席に戻り再度料理を楽しむ時間を設けることで、提供された食事の食べきりを呼び掛ける取組をいう。
- (2) 事業者 市内において飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者であって、多数の者が集まる会食等における食事を提供するものをいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は観光等により本市に滞在する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、残さず食べよう！^{さんまる}^{いちまる}30・10運動を推進するため、必要な施策を実施する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動において、残さず食べよう！^{さんまる}^{いちまる}30・10運動

を推進するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、多数の者が集まる会食等に参加する場合において、残さず
食べよう！^{さんまる}^{いちまる}30・10運動に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。